

逮捕術訓練要綱の改正について

令和 7 年 3 月 26 日
大通達甲（警）第10号
大分県警察本部長から本部
各課・所・隊長、警察学校
長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、逮捕術の訓練に関し、必要な事項を定めており、訓練の実施要領等について規定している。